

背景

- 1 現行の原子力賠償制度の枠組みは、誰が、どこまで責任を負い、その負担をどのような形で国民に転嫁するのか分かりづらいことから、これを明確化・透明化する必要がある。
- 2 これに当たっては、原子力損害賠償について原子力事業者の有限責任を認めるのが国際的な趨勢であること等を踏まえるものとする。

概要

1 原子力事業者の損害賠償の有限化と国の負担

国は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が発生した場合において、その損害を賠償する責めに任ずべき額が5兆円を超えるときは、当該原子力損害を当該原子力事業者が賠償することにより生ずる損失の額のうち当該賠償する責めに任ずべき額から5兆円を控除した額に相当する額を負担するものとする。

※諸外国の原子力損害賠償責任額 米：1兆5,507億円 英：199億円 仏：111億円
 ※福島第一原発事故に伴う損害賠償責任見積額 8兆3,664億円

2 原子力損害賠償・廃炉等支援機構への資金の交付制度の廃止

国債の交付がされてもなお特別資金援助に係る資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがある場合及び著しく大規模な原子力損害の発生その他の事情に照らし、過大な額の負担金を定めることとなる等により、国民生活及び国民経済に重大な支障を生ずるおそれがある場合における政府の原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金交付制度を廃止すること。

